

平成30年度第1四半期の保安検査の実施状況等について

平成30年8月22日
原子力規制庁

平成30年度第1四半期（4月～6月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査等¹の実施状況等を報告する。

1. 保安検査等の実施状況について

平成30年度第1四半期における保安検査等の結果、保安規定違反（監視）に該当する事象が3件確認された。これらの違反（監視）のうち、「現行の検査制度の運用における新たな検査制度の考え方等の活用について（平成30年1月10日 第58回原子力規制委員会）」に基づき、説明を行うもの²は確認されなかった。

2. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査等の実施状況について

平成30年度第1四半期においては、運転上の制限を逸脱した事象が2件発生した。

平成30年度第1四半期における保安規定違反及び運転上の制限の逸脱の件数は以下のとおり。

平成30年度第1四半期における保安規定違反等の件数 一覧表

施設名	保安規定違反（監視を含む）件数			運転上の制限逸脱事象件数
	保安検査期間中	保安検査期間外	安全確保上重要な行為等 ³ の保安検査	
実用発電用原子炉施設 ⁴	1件 (監視：1件)	0件	0件	2件
核燃料施設等 ⁵	1件 (監視：1件)	1件 (監視：1件)		0件
合計	2件 (監視：2件)	1件 (監視：1件)	0件	2件

平成30年度第1四半期における保安規定違反及び運転上の制限の逸脱事象の詳細については、別表1-1、別表1-2に示す。

なお、安全確保上重要な行為等の保安検査結果については、別表2-1、別表2-2、各原子力規制事務所が発電所又は事業所ごとに行った保安検査結果の詳細については、別添1～2に示す。

1 保安規定の遵守状況に関する検査及び保安検査期間外の保安規定の遵守状況に関する調査をいう。ただし、特定原子力施設は、実施計画に定める保安のための措置（実施計画画「特定原子力施設の保安」に定められている従来の保安規定に相当する部分）の実施状況に関する確認をいう。

2 安全上の影響がほとんどなく同様のメカニズムによる累次の発生が見受けられないものや検査時点において事業者内で是正措置が図られているものを除いたものをいう。

3 事業者が行う原子炉の起動・停止、燃料の装荷・取出し、重大事故等発生時等の対策要員等の訓練等

4 実用発電用原子炉及びその附属施設（特定原子力施設を除く）をいう。

5 加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（研究開発段階発電用原子炉施設及び特定原子力施設に限る）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質の使用施設をいう。

表 保安規定違反の判定基準¹

判定区分	I. 安全機能	II. 放射線被ばく	III. 品質保証
違反1	<p>○重要度分類指針においてクラス1 (PS-1/MS-1) に分類される安全機能のうち、保安規定違反が発生してから是正されるまでの間の原子炉の状態において担保すべき安全機能の喪失に至った場合、担保すべき安全機能に影響を及ぼした場合又は担保すべき安全機能の健全性を担保できなかった場合 (★)</p> <p>○重大事故等発生時又は大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制が整備されていない場合又は当該体制の機能に影響を及ぼした場合 (☆)</p>	<p>○放射性廃棄物の放出において、放射性物質濃度 (3ヶ月平均) が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合 (★)</p> <p>○放射線業務従事者の実効線量又は等価線量が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合 (★)</p> <p>○新燃料及び使用済燃料の運搬において、容器等の線量当量率又は容器等の表面汚染密度が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合 (★)</p> <p>○ (固体) 放射性廃棄物の運搬、移動において、廃棄物の放射能濃度又は容器等の線量当量率又は容器等の表面汚染密度が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合 (★)</p> <p>○管理区域の出入管理において、退出者の表面汚染密度が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合 (★)</p> <p>○管理区域に係る値が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合 (保安規定に記載された管理区域が設定されていない場合も含む) (★)</p> <p>○管理区域外等への搬出及び運搬において、容器等の線量当量率又は物品、容器等の表面汚染密度が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合 (★)</p>	<p>○品質マネジメントシステムが機能していないことにより原子力安全に影響を及ぼすと判断される場合</p>
違反2			<p>○品質マネジメントシステムの欠陥又は品質保証に係る保安規定の不履行により原子力安全に影響を及ぼすと判断される場合 (☆)</p>
違反3	<p>○重要度分類指針においてクラス2 (PS-2/MS-2) に分類される安全機能のうち、保安規定違反が発生してから是正されるまでの間の原子炉の状態において担保すべき安全機能の喪失に至った場合、担保すべき安全機能に影響を及ぼした場合又は担保すべき安全機能の健全性を担保できなかった場合 (★)</p>	<p>○放射性廃棄物の放出において、保安規定で定めた放射性廃棄物の放出管理目標値又は放出管理の基準値を超えた場合 (★)</p>	
監視	<p>○重要度分類指針においてクラス3 (PS-3/MS-3) に分類される安全機能のうち、保安規定違反が発生してから是正されるまでの間の原子炉の状態において担保すべき安全機能の喪失に至った場合、担保すべき安全機能に影響を及ぼした場合又は担保すべき安全機能の健全性を担保できなかった場合 (★)</p>	<p>○放射性廃棄物の放出において、保安規定で定めた経路以外又は保安規定で定めた管理 (測定を含む) を伴わない放出を行った場合 (★)</p> <p>○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条第11号で定める原子炉施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、管理区域内に立ち入るものが、同規則同条同号で定めた値を超えた場合 (★)</p>	<p>○上記の判定基準に該当しない場合</p>
	<p>○上記の判定基準に該当しない場合</p>	<p>○上記の判定基準に該当しない場合</p>	

注1 重要度分類指針：発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）

注2 ★は、実際の原子力安全に及ぼした影響の程度に応じて違反区分を判定

☆は、原子力安全に及ぼす影響の程度に応じて違反区分を判定

¹ 発電用原子炉施設保安検査実施要領（平成30年5月2日改正 原規規発第1805021号）より抜粋。

なお、本基準は、核燃料施設等には適用しない（核燃料施設等については、核燃料施設等保安検査実施要領（平成29年9月22日改正 原規規発第1709226号）に基づき、発生した事象に係る原子力安全に対する影響度等を総合的に考慮した上で、当該事象を評価し、当該事象が軽微な違反に該当するものかどうかの判定を行う。

施設名	件数	保安規定違反の概要
三菱原子燃料株式会社	1件 ◇	<p>【休日における巡視・点検の未実施】</p> <p>事象概要：</p> <p>平成30年6月10日の休日の巡視・点検において、その実施を指名されていた者（以下「当事者」という。）は巡視点検を失念した。</p> <p>警備所は、当事者が出勤しないため、当事者に14時及び16時頃に連絡をしたが電話が繋がらず、当事者は、就寝前（点検日を越えた11日の1時頃）に巡視点検の未実施に気がついたが、日付けが変わっていたため、安全管理課長に連絡することなく、そのまま就寝した。</p> <p>安全管理課長は6月11日の出勤時（7時30分頃）に警備員から、休日巡視・点検が未実施であることの報告を受け、7時35分頃、当事者から巡視点検していないことに気がついたのが翌日11日の1時であったため、そのまま就寝した旨報告を受けた。</p> <p>安全管理課長は7時40分頃、状況を関係者に連絡した。安全・品質保証課長は7時50分頃、各課に特別の巡視点検を行うように依頼し、8時30分頃、各課による特別点検の結果に異常がなかったことにより、前日（6月9日）の巡視点検後からの異常がなかったことを確認した。</p> <p>保安調査：</p> <p>保安調査において事実関係の確認、三菱原子燃料（株）が実施した是正処置の状況の確認を行った結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当日（6月10日（日））は、休日のため操業しておらず、成型工場の連続焼結炉だけが、温度キープの状態であったが、監視当番により、24時間、監視下に置かれていたこと ・翌日（6月11日）の特別巡視の結果、異常は認められなかったこと ・コンプライアンス及び報告する文化に関する教育を実施していること ・休日巡視・点検者が出勤しない場合の措置を要領書に定め、教育を実施したこと <p>等を確認した。</p> <p>保安規定違反判定：</p> <p>本事象は、保安規定第30条（巡視・点検）に基づき毎日1回以上行う事が要求されている巡視点検を実施しなかったものであり、また、その結果として保安規定第117条（記録）で要求されている記録の欠如を発生させたものである。</p> <p>巡視点検の未実施は、巡視点検により異常の早期発見が求められている原子力施設の安全確保に影響を与えうる行為である。しかしながら、当日は休日のため操業しておらず、成型工場の連続焼結炉だけが、温度キープの状態であったが、監視当番により、24時間、監視下に置かれていたこと、翌日の特別に実施した巡視点検により原子力安全上の問題は認められなかったこと、保安品質保証が導入された平成16年以来、現在の仕組みにより休日の巡視・点検を実施しているが、本事象が初めて発生した事象であり再発事象ではないこと、速やかな不適合管理により、6月22日には要領書を改訂し、プロセス上の再発防止策がすでに取りられていることから「監視」とする。</p>